

令和7年度  
しずおか  
木使い施設  
推進事業

静岡県林業振興課



# 県産木材を建築物に使って 地域の森林を元気にしよう！

---

## 「しずおか優良木材等」の

品質の確かな県産材製品を使用して、

**県内の**店舗や事務所などの**非住宅建築物**  
を**新築・増改築、木質化**する**建築主**※に  
補助します。

※建築主は、県内・県外、個人・法人を問わない。

## <申込期間>

開始：令和7年4月1日（火）

終了：令和8年2月20日（金）（必着）

※予算の範囲内において先着順です

## <補助額（1棟あたり）>

改正

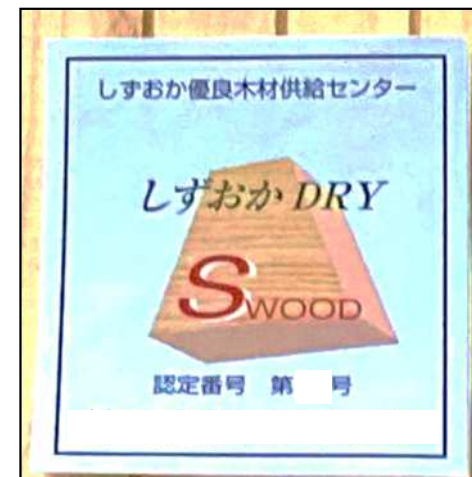
区分	新築・増改築	木質化
しずおか優良木材 等使用量	10m <sup>3</sup> ~	20m <sup>2</sup> ~
補助額	15~200万円/棟	7~128万円/棟
(参考) R6補助額	15~150万円/棟	7~100万円/棟

# 「しずおか優良木材等」とは

## ＜しずおか優良木材＞

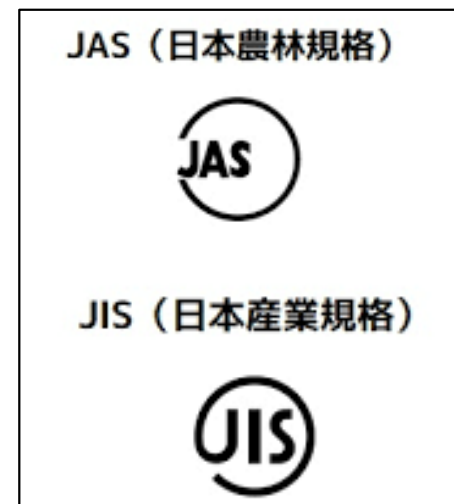
- ・ しずおか優良木材認証審査会  
が認定した工場が生産した  
品質、含水率、強度等の検査  
に合格した認証製品

※認定工場は**23工場**（令和7年3月時点）



## ＜静岡県産 J A S ・ J I S 製品＞

- ・ 静岡県産材証明制度によって  
産地を証明され、かつ、  
合法性を証明された木材を  
使用した**JAS ・ JIS 製品**



# 申込条件 <新築・増改築、木質化共通>

---

- ・ **自ら居住する目的以外**のために**県内**において**木造施設**を**新築・増改築**または施設を**木質化**すること  
(国及び地方公共団体の施設を除く)
- ・ 対象施設は建築基準法に定める建築物であること  
(店舗などの**兼用住宅は居住部分を対象施設に含む**)
- ・ 設計者・施工者の所在地は**県内・県外を問わない**  
(「しずおか木の家推進事業者」の登録をしなくても可)
- ・ アンケートや建築現場見学会開催に協力できること
- ・ 施工者の製品購入先が、**静岡県産材証明制度**によって**産地を証明**でき、かつ、**合法性を証明**できる業者であること



店 舗

事務所



展示場（ギャラリー）

保育園

集合住宅・商業施設

# 申込条件〈新築・増改築〉

---

- ・ しずおか優良木材等を **10m<sup>3</sup>以上**使用すること
- ・ しずおか優良木材等のうち、**森林認証材※**を**20%以上**使用すること

## ※ 森林認証材：

森林認証を受けた森林から生産され、製材・加工された製品（CoC認証を取得した事業者が、適切に分別管理し、製材・加工したものであること。）

# 補助内容〈新築・増改築〉

補助額（しずおか優良木材等）	上限額
$15,000\text{円}/\text{m}^3 \times \text{使用量}(\text{m}^3)$	150万円

改正

しずおか優良木材等のうち、  
森林認証材を使用した場合に  
加算

+

補助額（森林認証材加算）	上限額
$5,000\text{円}/\text{m}^3 \times \text{森林認証材使用量}(\text{m}^3)$	50万円



# 改正のポイント：森林認証材加算

## <森林認証材加算の例>

- ① しずおか優良木材等50m<sup>3</sup>のうち、森林認証材を30m<sup>3</sup>使用した場合

$$\begin{aligned} & 50\text{m}^3 \times 15,000\text{円/m}^3 + \text{認証材加算} \\ & = 750,000\text{円} + 30\text{m}^3 \times 5,000\text{円/m}^3 \\ & = \underline{\underline{900,000\text{円}}} + 150,000\text{円} \end{aligned}$$

- ② しずおか優良木材等120m<sup>3</sup>のうち、森林認証材を50m<sup>3</sup>使用した場合

$$\begin{aligned} & 120\text{m}^3 \times 15,000\text{円/m}^3 + \text{認証材加算} \\ & = 1,500,000\text{円 (上限)} + 50\text{m}^3 \times 5,000\text{円/m}^3 \\ & = \underline{\underline{1,750,000\text{円}}} + 250,000\text{円} \end{aligned}$$

# 申込条件 <木質化>

---

- ・ しずおか優良木材等を **20m<sup>2</sup> 以上** 使用すること
- ・ しずおか優良木材等のうち、**森林認証材を20% 以上** 使用すること

## 木質化とは：

- ・ **既にある建築物の内外装**に木製品を使用する場合  
(フローリングを木製品に張り替える場合など)
- ・ **非木造の建築物を新築**する際に、建築物の**内外装に木製品**を使用する場合

が当てはまります。

**※ 家具は対象外**

# 補助内容 <木質化>

補助額（しずおか優良木材等）	上限額
$3,500\text{円}/\text{m}^2 \times \text{使用面積}(\text{m}^2)$	100万円

改正

しずおか優良木材等のうち、  
森林認証材を使用した場合に  
加算

+

補助額（森林認証材加算）	上限額
$1,000\text{円}/\text{m}^2 \times \text{森林認証材使用面積}(\text{m}^2)$	28万円

# 改正のポイント：森林認証材加算

## <森林認証材加算の例>

- ①しずおか優良木材等150m<sup>2</sup>のうち、森林認証材を50m<sup>2</sup>使用した場合

$$\begin{aligned} & 150\text{m}^2 \times 3,500\text{円/m}^2 \\ = & 525,000\text{円} \\ = & \underline{575,000\text{円}} \end{aligned}$$

**認証材加算**

$$\begin{aligned} & + 50\text{m}^2 \times 1,000\text{円/m}^2 \\ & + 50,000\text{円} \end{aligned}$$

- ②しずおか優良木材等300m<sup>2</sup>のうち、森林認証材を300m<sup>2</sup>使用した場合

$$\begin{aligned} & 300\text{m}^2 \times 3,500\text{円/m}^2 \\ = & 1,000,000\text{円 (上限)} \\ = & \underline{1,280,000\text{円}} \end{aligned}$$

**認証材加算**

$$\begin{aligned} & + 300\text{m}^2 \times 1,000\text{円/m}^2 \\ & + 280,000\text{円 (上限)} \end{aligned}$$

# しずおか木使い施設推進事業の流れ

**交付申込書**  
(木工事着手予定の2週間前まで)

施主 → 県森連

※木質化の場合、補助対象工事  
着手予定日の2週間前まで

**書類の審査**

**申込結果通知**

施主 ← 県森連

**上棟**

※木質化の場合、補助対象工事着工

**交付申請兼実績報告書**  
(しずおか優良木材等を使った部分  
の施行完了から2週間以内)

施主 → 県森連

**書類の審査**

(月1回まとめて実施)

**交付決定・確定通知**

施主 ← 県森連

**補助金の支払い**

施主 ← 県森連

# 交付申込書の申請期日

---

**最終受付：令和8年2月20日（金）まで（必着）**

## ＜新築・増改築＞

木工事着手予定日の2週間前まで

## ＜施設の木質化＞

補助対象工事着手予定日の2週間前まで

※令和7年4月1日から4月30日までに工事着手する場合は、遅くとも、令和7年4月16日までに静岡県森林組合連合会に交付申込書を提出してください。

# 交付申込時の提出書類

提出書類	新築・増改築	木質化
①補助金交付申込書	○	○
②木びろい表	○	○
③現地案内図	○	○
④平面図	○	○
⑤建築確認済証（写）※	○	
⑥工事請負契約書（写）		○

※都市計画区域外など建築確認申請が必要ない場合は、建築工事届の写しを提出してください。建築基準法第6条2項に該当する場合は不要です。

# 提出書類の留意点（補助金交付申込書）

改正

しずおか木使い施設推進事業の補助金を利用したいので、次のとおり提出します。

交付区分	新築・増改築		交付申請予定額【d+e】		自動入力	円
(略)						
優良木材等 しずおか	しずおか優良木材【a】 (小数点以下4桁まで記入)		m <sup>3</sup>	県産材JAS・JIS製品【b】 (小数点以下4桁まで記入)		m <sup>3</sup>
	合計【a+b】 (小数点以下切り捨て)	自動入力	m <sup>3</sup>	うち森林認証材 (小数点以下4桁まで記入)		m <sup>3</sup>
	森林認証材使用割合	$c/(a+b) \times 100$	※ 20%以上であること		自動入力	%
補助予定額	補助単価 (しずおか優良木材等)	15,000	円	補助予定額【d】 (【a+b】×補助単価)	自動入力	円
	補助単価 (森林認証材加算分)	5,000	円	補助予定額【e】 (【c】×補助単価)	自動入力	円

## 改正のポイント

森林認証材加算額の記入欄を追加



# 申請兼実績報告書の報告期日

---

## <新築・増改築、施設の木質化>

### 【基本】

しずおか優良木材等を使った部分の**施工が完了した日から2週間**

【施工の完了が令和7年3月1日以降の場合】

**令和8年3月15日**

しずおか優良木材等を使った部分の施工が  
**令和8年3月8日までに完了**している必要があります。

# 申請兼実績報告時の提出書類

提出書類	新築・増改築	木質化
①補助金交付申請兼実績報告書	○	○
②しずおか優良木材製品等出荷証明書	○	○
③県産材販売管理票（写）	○	○
④森林認証材を証明する書類 （②③による証明可）	○	○
⑤現場写真	○	○
⑥請求書	○	○

# 提出書類の留意点（補助金交付申請兼実績報告書）

改正

年 月 日付け申込結果番号 号で通知を受けたしずおか木使い施設推進事業の補助金について、次のとおり交付申請兼実績報告します。

交付区分	新築・増改築		交付申請額 【d+e】	自動入力	円	
(略)						
しずおか優良木材等	しずおか優良木材【a】 (小数点以下4桁まで記入)		m <sup>3</sup>	県産材 JAS・JIS 製品【b】 (小数点以下4桁まで記入)	m <sup>3</sup>	
	うち森林認証材		m <sup>3</sup>	うち森林認証材	m <sup>3</sup>	
	合計【a+b】 (小数点以下切り捨て)	自動入力	m <sup>3</sup>	【a+b】のうち森林認証材【c】 (小数点以下切り捨て)	自動入力	m <sup>3</sup>
	森林認証材の利用割合 【c/(a+b)×100】 ※ 20%以上であること			自動入力		%
補助予定額	補助単価 (しずおか優良木材等)	15,000	円	補助予定額【d】 (【a+b】×補助単価)	自動入力	円
	補助単価 (森林認証材加算分)	5,000	円	補助予定額【e】 (【c】×補助単価)	自動入力	円

**改正のポイント：森林認証加算額の記入欄を追加**

# 他事業との併用

---

- ・ **市町、団体などの補助事業との併用は制限なし**

※市町・団体側の補助事業において、補助金の併用を制限している場合がありますので、併用を検討している補助事業を所管する市町・団体にも別途お問い合わせください。

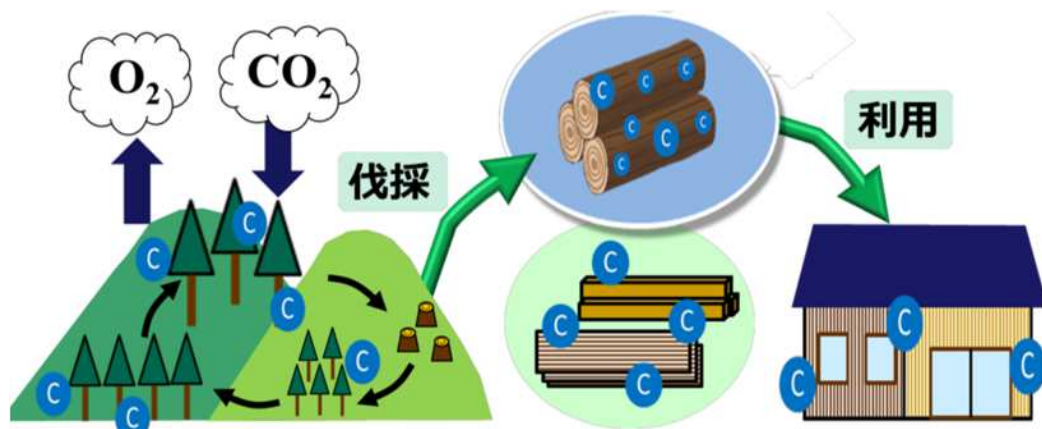
- ・ **県の補助事業との併用**

「住んでよし しずおか木の家推進事業」との併用は不可

**静岡県・市町の非住宅補助事業の情報は、  
お手元のチラシをご参考ください**

# ふじのくに炭素貯蔵建築物認定制度との連携

改正



県産材を利用して、建築物にCO<sub>2</sub>由来の炭素を貯蔵！

- ・ 県産材を利用して**炭素貯蔵に貢献**する建築物を認定  
(新築増改築：県産材10m<sup>3</sup>以上使用)
- ・ 申請した建築主（代理申請可）には、**県産ヒノキを使用した認定証**を授与

## ふじのくに炭素貯蔵建築物認定証

静岡 太郎 様

建築物に利用した静岡県産材に係る炭素貯蔵量について、次のとおり認証します。

県産材利用量	県産材の炭素貯蔵量 (CO <sub>2</sub> 換算量)
50 m <sup>3</sup>	33 t-CO <sub>2</sub>

【建築物名】 店舗・施設・事務所等

【設計者名】 ○○設計事務所

令和5年 月 日 静岡県・しずおか優良木材供給センター



### <改正のポイント> 未定稿

- ・ **木質化への認定を開始**  
(県産材20m<sup>2</sup>以上使用)
- ・ 県産材のうち、**森林認証材を使用した場合、認証材の利用量を記載することが可能に**

しずおか木使い施設推進事業を活用した建築物については、申請に必要な資料の提出を省略できます！

# ふじのくに炭素貯蔵建築物認定制度との連携（申請方法）

補助金交付申込書

未定稿

年 月 日

静岡県森林組合連合会長 様

しずおか木使い施設推進事業の補助金を利用したいので、次のとおり提出します。

交付区分	木質化	交付申請予定額 【c+d】	円
------	-----	------------------	---

(略)

	希望する	<input checked="" type="checkbox"/>	希望しない	<input type="checkbox"/>
炭素貯蔵建築物認定証(県産材利用量に相当する炭素貯蔵量が記載された木製認定証)の送付	※4月から12月末までに実績報告があったものは当該年度中に、翌年1月から2月22日までに実績報告があったものは、翌年度中に申込者住所宛に郵送します。 ※施設の名称、建築主、設計者、県産材利用量、炭素貯蔵量を静岡県のホームページ等で公表します。			

新築・増改築、木質化とともに、補助金交付申込書の**炭素貯蔵建築物認定証の送付希望確認欄**で「**希望する** 」をチェックすることで申請できます。

# 申込・問合せ

- 静岡県森林組合連合会（土曜・日曜・祝祭日は休業）  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階  
【 TEL 】 054-253-0195  
【E-mail】 s-wood@s-kenmori.net

申込等に必要な資料やお知らせは、  
ホームページに掲載されています

チェック！



# 補助事業に関する相談

- 静岡県林業振興課  
【 TEL 】 054-221-2691  
【E-mail】 rinshin@pref.shizuoka.lg.jp